

多田裁判勝利！ 「私事欠勤」は不当だった！

大阪地方裁判所で係争していた多田裁判（本人訴訟）は8月2日、私事欠勤としていた多田さんの勤務処理を年休処理とし、賃金カット分を返還することで和解が成立しました。

多田さんは2017年1月21日、体調を崩し勤務終了後、体温を計ったところ高熱が出ていたため、管理者から「明日は休んでいいですよ。病院に行って下さい」と言われ、翌22日仕事を休みました。翌日、多田さんは体調が回復したので病院に行きませんでした。ところが、出向先会社である新幹線関西サービックは「病気で休んだという証明するものがない」ことを理由に一方的に欠勤とし（年休扱いを拒否）、賃金カットを行ったのでした。多田さんは、この扱いを不当だとして2017年9月1日に提訴しました。それ以降2年半以上の闘いに、全面勝利で決着しました。

新幹線関西地本は、近日中に裁判勝利報告集会を開催します。